

議案第16号

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年2月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守口市国民健康保険条例（昭和34年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 <u>市が行う国民健康保険</u>（第1条）</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p>第3章から第7章まで 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険</p> <p><u>（市が行う国民健康保険）</u></p> <p>第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 国民健康保険運営協議会</p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>市が行う国民健康保険の事務</u>（第1条）</p> <p>第2章 <u>市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p>第3章から第7章まで 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険の事務</p> <p><u>（市が行う国民健康保険の事務）</u></p> <p>第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</p> <p><u>（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）</u></p> <p>第2条 <u>市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、守口市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」とい</u></p>

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会 (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

第3条から第6条まで 略

(葬祭費)

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として 30,000円 を支給する。

2 略

第8条及び第9条 略

(保険料の賦課額)

第10条 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額 (国民健康保険法施行令 (昭和33年政令第362号) 第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。) 及び後期高齢者支援金等賦課額 (同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。) 並びに介護納付金賦課被保険者 (同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下

う。)とする。

(協議会の委員の定数)

第2条の2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

第3条から第6条まで 略

(葬祭費)

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として 50,000円 を支給する。

2 略

第8条及び第9条 略

(保険料の賦課額)

第10条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額 (国民健康保険法施行令 (昭和33年政令第362号) 第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。) 及び後期高齢者支援金等賦課額 (同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。) 並びに介護納付金賦課被保険者 (同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同

同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第11条 略

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期

じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第11条 略

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」

高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係る

という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

ものを除く。)、法第 72 条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 72 条の 5 の規定による負担金、法第 74 条の規定による補助金、法第 75 条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第 81 条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金及び法附則第 7 条第 1 項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

（ア） 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。）第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）第 6 条第 3 号から第 10 号まで及び同令附則第 7 条第 2 号に掲げる額の合計額を除く。）

（イ） 算定政令第 6 条第 6 項第 2 号に掲げる額

第12条及び第13条 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第14条 略

- (1) 所得割 基礎賦課総額の100分の45に相当する額を、前条に規定する賦課標準額(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当

- (ウ) 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額
- エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号から第10号まで及び同令附則第7条第2号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

第12条及び第13条 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第14条 略

- (1) 所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により大阪府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

する額を、当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の25に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に

- (3) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）

アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に4分の3を乗じて得た額

2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

第14条の2から第14条の4の2まで 略

(基礎賦課限度額)

第14条の5 第12条又は第14条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。）は、540,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の5の2 略

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

第14条の2から第14条の4の2まで 略

(基礎賦課限度額)

第14条の5 第12条又は第14条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。）は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の5の2 略

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会

金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

第14条の5の3及び第14条の5の4 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料

計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
- イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第14条の5の3及び第14条の5の4 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料

率)

第14条の5の5 略

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当する額を、前条に規定する賦課標準額（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定めるところにより算定した額
- ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
- イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
- ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

率)

第14条の5の5 略

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる額
- ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額
- イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額
- ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

第14条の5の6から第14条の5の9まで 略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3又は第14条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。）は、190,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第14条の6 略

(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

第14条の5の6から第14条の5の9まで 略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3又は第14条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。）は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第14条の6 略

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

第 72 条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第 72 条の 2 の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第 75 条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

（介護納付金賦課額）

第 1 4 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

第 1 4 条の 8 略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第 1 4 条の 9 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課額）

第 1 4 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

第 1 4 条の 8 略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第 1 4 条の 9 略

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の45に相当する額を、前条に規定する賦課標準額（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の30に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の25に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

(介護納付金賦課限度額)

第14条の10 第14条の7の介護納付金賦課額は、160,000円を超えることができない。

第15条から第17条まで 略

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

(介護納付金賦課限度額)

第14条の10 第14条の7の介護納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。

第15条から第17条まで 略

(保険料の減額)

第18条 略

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に270,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア及びイ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に490,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た

(保険料の減額)

第18条 略

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に275,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア及びイ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に500,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た

額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア及びイ 略

2から4まで 略

第18条の2から第26条まで 略

(保険料の減免)

第27条 略

2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

3 略

第27条の2及び第27条の3 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第27条の4 略

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規

額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア及びイ 略

2から4まで 略

第18条の2から第26条まで 略

(保険料の減免)

第27条 略

2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、納期限前までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで 略

3 略

第27条の2及び第27条の3 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第27条の4 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法

則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

以下 略

施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

以下 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の守口市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第 7 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の死亡に係る葬祭費について適用し、同日前に係るものについては、なお従前の例による。